

別表第2 監査等の結果における区別

区別	判断の基準	処理
指摘事項	・法令等に重大な違反や不正行為があるもの。 ・経済性、効率性又は有効性に著しく合理性を欠くもの。 ・予算の目的に反しているもの。 ・監査委員が特に必要と認めるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。 ・監査結果に基づく措置の状況の報告の提出を市長等から求める。 ・市長等から措置を講じた旨の報告の提出を受けた場合は、これを公表する。
注意事項	・指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け改善を要するもの。 ・経済性、効率性又は有効性に合理性を欠くことが懸念されるもの。	・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導事項	・指摘事項、注意事項とするには至らないが、改善することで適正な事務等の執行が図れるもの。	・口頭により指導を行う。